

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の一部変更について（案）

令和 8 年 3 月
内閣府地方創生推進事務局

1. 変更理由

中心市街地活性化に関する法律の改正法附則（平成 26 年法律第 30 号）に基づき、内閣府「中心市街地活性化評価・推進委員会」による「今後の中心市街地活性化の重点課題（令和 6 年 3 月）」の提言及び「地方創生に関する総合戦略（令和 7 年 12 月閣議決定）」を「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」に反映する。

2. 主な変更内容

- 委員会提言を踏まえ、これからの中心市街地活性化の意義として、地域経済の持続的発展、包摂性・多様性等の観点を重視したまちづくりを進めていくことが重要である旨を明確化。

また、重点的な取組として、リノベーション等まちのストックを活かす取組、起業・創業によるチャレンジの場とイノベーション創出環境を形成する取組、多様な人を包摂する生活・暮らしの場として充実させる取組等を位置づけ。

- 総合戦略を踏まえ、市町村が中心市街地活性化基本計画の基本的な方針を定める際、目指すべき地域の個性をいかした都市像を踏まえる旨を明確化。